

令和3年度収支予算書（正味財産増減計算書ベース）

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

【公益財団法人えひめ東予産業創造センター】

単位：千円

科 目	3年度当初	2年度当初	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	[800]	[50]	[750]
基本財産受取利息	800	50	750
②特定資産運用益	[1,200]	[800]	[400]
基金受取利息	1,200	800	400
③事業収益	[151,684]	[131,923]	[19,761]
大型展示会への県ブース出展支援事業収益	30,720	30,900	△ 180
中小企業新事業展開支援事業収益	3,515	3,812	△ 297
新居浜ものづくりブランド創出・支援等事業収益	13,814	16,294	△ 2,480
西条市技術展示会出展事業収益	5,280	5,280	-
製造業イメージアップ事業収益	2,168	2,170	△ 2
新居浜市創造型研究開発支援事業収益	2,894	2,894	-
台湾ビジネスマッチング推進事業収益	-	1,801	△ 1,801
先進的技術実証支援事業収益	1,500	1,500	-
経営者支援事業収益	800	200	600
研修事業収益	2,000	3,000	△ 1,000
メンテナンス改革推進包括支援事業収益	3,960	3,960	-
中小・中堅企業経営力改善事業収益	2,576	2,576	-
中小企業「カイゼン」支援事業収益	2,699	2,699	-
プラントメンテナンス技術者・技能者育成事業収益	8,000	10,000	△ 2,000
中小企業等担い手育成支援事業収益	19,957	20,661	△ 704
新居浜市IoT推進ラボ実施事業	27,901	-	27,901
施設賃貸事業収益	18,000	17,376	624
広報事業収益	-	-	-
交流事業収益	-	-	-
高校生溶接技術競技会事業収益	5,900	6,800	△ 900
④受取補助金等	[-]	[-]	[-]
⑤受取負担金	[-]	[-]	[-]
⑥雑収益	[200]	[200]	[-]

雑収益	200	200	-
受取利息	-	-	-
経常収益計	153,884	132,973	20,911
(2) 経常費用			
①事業費	[140,134]	[119,647]	[20,487]
給与手当	28,596	25,072	3,524
法定福利費	4,753	3,761	992
支払報酬	28,653	30,074	△ 1,421
退職金掛金	626	714	△ 88
会議費	187	752	△ 565
旅費交通費	8,463	10,531	△ 2,068
図書購入費	250	207	43
消耗品費	1,970	1,630	340
印刷製本費	3,588	3,438	150
通信運搬費	1,340	830	510
修繕費	2,285	1,904	381
使用料及び賃借料	17,070	18,694	△ 1,624
租税公課	52	54	△ 2
委託外注費	39,613	19,328	20,285
材料費	910	590	320
光熱水費	1,428	1,618	△ 190
交際費	-	100	△ 100
保険料	350	350	-
②管理費	[7,525]	[7,802]	[△ 277]
給与手当	4,314	2,998	1,316
法定福利費	717	479	238
福利厚生費	120	100	20
退職金掛金	94	85	9
会議費	10	10	-
旅費交通費	70	60	10
消耗品費	70	120	△ 50
通信運搬費	50	100	△ 50
修繕費	115	96	19
使用料及び賃借料	120	250	△ 130
租税公課	1,000	2,600	△ 1,600

委託外注費	660	670	△ 10
光熱水費	72	82	△ 10
交際費	30	50	△ 20
保険料	43	42	1
諸会費	40	60	△ 20
③減価償却費	[6,161]	[5,413]	[748]
経常費用計	153,820	132,862	20,958
評価損益等調整前当期経常増減額	64	111	△ 47
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	64	111	△ 47
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	64	111	△ 47
一般正味財産期首残高	335,411	335,300	111
一般正味財産期末残高	335,475	335,411	64
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	-	-	-
受取負担金	-	-	-
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	575,834	575,834	-
指定正味財産期末残高	575,834	575,834	-
III 正味財産期末残高	911,309	911,245	64

◇ 借入金限度額は55,000千円とする。

補足：公益目的事業しか行わない法人の法人運営上必要な管理業務は、広い意味で公益目的事業を行うためと評価できるため、公益目的事業に関して得た財産から管理業務に充てるものは、合理的な範囲で公益目的事業財産に組み入れないことができる。例えば、寄附金(認定法第18条第1号)や公益目的事業の対価収入(同第3号)は、必要な範囲で管理費に割り振ることが可能。